

○総務省告示第 号

無線設備規則（平成二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号口及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号口及びハ並びに第七項、第四十九条の二十九の二第一項第二号口並びに別表第三号45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一〕略</p> <p>二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>〔1〕5 略</p> <p>11 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E-TRPに準拠するネットワークを識別するために基地局及び陸上移動中継局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第九号に掲げるE-TRPの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>〔12〕略</p> <p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>〔1〕5 略</p> <p>6 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E-TRPに準拠するネットワークを識別するために基地局及び陸上移動中継局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-TRPの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>7 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E-TRPに準拠する端末設備を識別するために陸上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-TRPの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>総務大臣が指定する九九九〇〇二から始まる十五桁の十進数字</p>	<p>〔一〕同上</p> <p>二 同上</p> <p>〔1〕5 同上</p> <p>11 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E-TRPに準拠するネットワークを識別するために基地局及び陸上移動中継局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-TRPの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>〔12〕同上</p> <p>三 同上</p> <p>〔1〕5 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	